

第177回定例研究会

5月18日(木)

於:国労会館およびZoom

国連障害者権利委員会

総括所見の意義と当事者をめぐる実態

- 障害者権利条約の策定・批准とその後の経緯から -

報告者:磯野博氏(日本医療総合研究所 協力研究員)

●はじめに(本報告の目的)

⇒障害者権利条約(以下「条約」)の意義と特徴を確認する。

⇒「条約」に対する政府とNGOの見解の相違を確認する。

⇒建設的対話と総括所見の意義を共有する。

⇒障害者団体など各種の運動に総括所見をどのように活かすべきかを議論する。

●1 「条約」の意義と特徴

・「条約」では、障害のある人々と障害のない人々が共に暮らし、学び、働く「インクルージョン(包容)」の実現が一般原則として挙げられている。

・「条約」は、新たな権利の創設ではなく、障害者を含む全ての人に実質的に権利を保障するための新たな概念として人権モデルの考え方を採用している。

●2 「条約」批准から総括所見に至る経緯

・「国内に約937万人の障がいのある人がいるが、障害年金受給者は、268万人に過ぎず、70%以上の障がいのある人が無年金状態にある。これは給付の要件を不当に厳しくしていることが要因である。」(日本弁護士連合会によるパラレルレポート②の提出(2020.7))

・「障害基礎年金や社会保障、福祉給付等が、これを必要とする障害のある人に行き届いていないとともに、障害基礎年金の水準が国民の平均的な収入と比較して大幅に少ない。」(日本障害フォーラムによるパラレルレポート②の提出(2021.3))

●3 建設的対話の開催

・8月15日から9月9日までの第27回会期障害者権利委員会のうち、8月22日、23日、日本政府の建設的対話(対日審査)が行われた。

⇒政府代表団(7省庁)から約30名、国会議員

(船後議員)、障害者NGOから約100名が参加した。

・障害者権利委員会と日本政府との遣り取りは、終始、話が噛み合わなかった。

⇒日本の障害者政策が発想から「条約」に適合していないことが改めて露呈した。

⇒一般的な制度の説明に留まるもの、説明を簡略化するためか、現状からはほぼ虚偽に近い回答例もあった。

●4 総括所見の採択・公表

・9月2日、国連障害者権利委員会は、日本政府第1回報告に対する総括所見(勧告)を採択した。

⇒総括所見には法的拘束力はないが国際人権法上、尊重すべき権威のある文書である。

・「障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること。」

・「予算配分を障害者の入所施設から、障害者が地域社会で他の人と対等に自立して生活するための対策と支援に振り向けることによって、迅速な措置をとること。」

・「すべての障害児の普通学校への通学を保障し、普通学校が障害児の入学を拒否することを許さない「不登校」条項と方針を打ち出し、特殊学級関連の大臣告示を撤回すること。」

●おわりに

・今後、総括所見を活かすためには、女性や子ども、LGBTQなど、各種の市民社会ネットワークとの連携を強化し、障害問題のメインストリーム化を図る必要がある。

・「令和3年 社会生活基本調査」の結果では、「日常生活に支障あり」は約1432万人、15歳以上人口の13.5%と推計されている。

・すべての基幹統計に障害のある人々と障害のない人々との比較が可能になる項目を追加すべきである。

*連絡先:〒420-0851 静岡市葵区黒金町55番地 静岡交通ビル3階301号(静岡県評内)

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@cy.tnc.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>